

## 海老名市企業立地促進事業 ～ 3年間延長し、奨励措置を拡充～

海老名市では、優良企業の立地促進、雇用機会の拡大、市内経済の活性化等を目的に、平成20年度から企業立地促進事業を行っています。現行の海老名市企業立地促進条例が令和4年3月末に時限を迎えることから、事業効果の検証を行った結果、雇用拡大と地域経済の活性化が確認できるとともに、市内企業へのアンケートにおいても必要性が認められました。さらに、海老名商工会議所からの要望等をふまえ、事業期間の延長と奨励措置の拡充を行うものです。

### 1 事業期間の延長（企業立地促進条例及び同条例施行規則の時限延長）

令和4年3月31日まで → 令和7年3月31日まで（3年間）

### 2 奨励措置の拡充

#### （1）市内企業活用奨励金制度の創設

奨励措置対象外の業種への経済的波及効果と市内経済の好循環を目的に、本事業の認定企業が企業立地に伴う工事や償却資産の取得で市内企業を活用した場合、これまでの奨励金制度に上乘せして、最大200万円の奨励金を交付します。

また、従来の奨励金制度との併用で最大5,000万円の奨励金を交付します。

区分	奨励措置の種類	補助率等及び限度額等
新規	市内企業活用奨励金	市内企業の活用額の5%、限度額200万円 ※要件：市内企業の活用総額1,000万円以上であること。
継続	企業立地奨励金	投下資本額の10%、限度額3,000万円
継続	環境施設奨励金	環境施設の設置費用の一部、限度額（合計）800万円
継続	雇用奨励金	市内在住の新規雇用者数×10～50万円、限度額1,000万円
継続	固定資産税等の軽減	税率1/2（市内で3年以上操業している中小企業は全額免除）、3年間
継続	法人市民税法人税割の軽減	税率1/2、3年間 ※要件：市外から市内に本社等を立地した場合。

#### （2）奨励措置の適用回数制限の撤廃

これまで企業立地促進事業の奨励措置の適用は1企業につき1回限りとしていましたが、市内企業の再投資を後押しするため、奨励措置の適用回数制限を撤廃します。

##### ① 奨励措置を受けるための主な要件

2回目以降の認定申請者は、直近の認定から5か年を経過した者

##### ② 対象とする奨励措置

市内企業活用奨励金、企業立地奨励金、環境施設奨励金、雇用奨励金  
（固定資産税等の軽減と法人市民税法人税割の軽減は適用対象外）

##### ◎ この件に関するお問い合わせ

海老名市 経済環境部 商工課 電話 046・235・4843